

議案第 8 号

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部改正
について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 7 日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月 形 祐 二

理由

「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」(令和 6 年法律第 22 号)が施行されたことに鑑み、福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例に規定する旅費の種目及び内容等の見直しを行うため、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等
の一部を改正する条例

(福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「在勤庁」の次に「（広域連合長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所」を加え、同項第2号中「扶養家族」を「家族」に、「主として職員の収入により生計を維持しているもの」を「職員と生計を一にしているもの」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、福岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と旅行役務提供契約（旅行者等が広域連合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、広域連合が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

同条第3項中「別表第1に」を「規則で」に改める。

第3条第2項第3号中「看護のため旅行する当該職員の扶養家族」を「家族が看護を行った場合には、当該職員の家族（旅行した者に限る。）」に改め、同条第4項中「福岡県後期高齢者医療広域連合」を「広域連合」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取り消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

同条に次の1項を加える。

7 第1項から第5項までに規定する場合において、広域連合が旅行役務

提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「、任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「、旅行命令権者」に改め、同項第1号中「及び第2項」及び同項第2号中「第2項及び」を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「以下本条」を「以下この条」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「普通旅費」を「旅費」に、同項中「、車賃、旅行雑費及び宿泊料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費」に改め、同条第2項から第5項までを削る。

第7条中「普通旅費」を「旅費」に改める。

第8条中「旅費は、」の次に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして第12条から第15条まで並びに第17条及び第18条に規定する種目及び内容に基づき、」を加える。

第10条を削り、第11条中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項中「しようとするもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払いを受けようとする旅行役務提供者」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条を第11条とする。

第13条から第16条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第12条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の鉄道賃の支給方法は、規則で定める。

(船賃)

第13条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 旅客運賃の等級区分その他の船賃の支給方法は、規則で定める。

(航空賃)

第14条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

(その他の交通費)

第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第 17 条中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条を第 16 条とする。

第 18 条及び 19 条を削り、第 16 条の次に次の 4 条を加える。

（宿泊費）

第 17 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第 18 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第 12 条から第 15 条までの規定による費用及び宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第 19 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める 1 夜当たりの額とする。

（旅行雑費）

第 19 条の 2 旅行雑費は、県外への日帰り旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める 1 日当たりの額とする。

第 20 条第 1 項中「普通旅費」を「旅費」に改める。

第 21 条中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第 22 条第 2 項中「別表第 2 の宿泊料金」を「第 17 条の規則で定める宿泊費」に、同条第 3 項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第 24 条の次に、次の 1 条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第 24 条の 2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第 12 条第 1 項各号、第 13 条第 1 項各号、第 14 条各号及び第 15 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 8 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 17 条及び第 18 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第 25 条第 1 項中「旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関等を利用して旅行した場合」を「任命権者は、旅行者が広域連合以外の者から旅費の支給を受ける場合」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

（福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正）

第 2 条 福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和 2 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 3 項中「旅費条例第 12 条」を「旅費条例第 11 条」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例
(平成19年条例第7号) 新旧対照表 (第1条関係)

改正案	現行
(用語の意義) 第2条 (略) (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁 <u>(広域連合長又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))</u> が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所) を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 (2) 家族 職員の配偶者(届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にしているものをいう。 (3) (略) (4) <u>旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)</u> その他の規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であつて、福岡県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)と旅行役務提供契約(旅行業者等が広域連合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、広域連合が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。 2 (略) 3 この条例において「特別職の職員等」及び「一般職の職員等」という場合には、<u>規則</u>で定める区分によるものとする。 第3条 (略) 2 (略) (1) (略)	(用語の意義) 第2条 (同左) (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。 (2) <u>扶養家族</u> 職員の配偶者(届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>主として職員の収入により生計を維持しているもの</u>をいう。 (3) (同左) (新設) 2 (同左) 3 この条例において「特別職の職員等」及び「一般職の職員等」という場合には、<u>別表第1</u>に定める区分によるものとする。 第3条 (同左) 2 (同左) (1) (同左)

改正案	現行
(2) (略) (3) 職員が出張中公務上の負傷又は疾病にかかり重態のときに家族が看護を行った場合には、当該職員の家族（旅行した者に限る。） 3 (略) 4 職員又は職員以外の者が、<u>広域連合</u>の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取り消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）</u>を受け、又は死亡した場合<u>その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u> 6 (略) 7 <u>第1項から第5項までに規定する場合において、広域連合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u> (旅行命令等) 第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>旅行命令権者の発する旅行命令等</u>によって行わなければならない。 (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令 (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼 2～5 (略)	(2) (同左) (3) 職員が出張中公務上の負傷又は疾病にかかり重態のときに<u>看護のため旅行する当該職員の扶養家族</u> 3 (同左) 4 職員又は職員以外の者が、<u>福岡県後期高齢者医療広域連合</u>の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>その出発前に旅行命令を変更（取消しを含む。以下同じ。）</u>され、又は死亡した場合<u>において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u> 6 (同左) (新設) (旅行命令等) 第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）</u>の発する旅行命令等によって行わなければならない。 (1) 前条第1項<u>及び第2項</u>の規定に該当する旅行 旅行命令 (2) 前条<u>第2項及び第4項</u>の規定に該当する旅行 旅行依頼 2～5 (同左)

改正案	現行
(旅行命令等に従わない旅行) 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更を受けた旅行命令等</u>を含む。<u>以下この条</u>において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更申請をしなければならない。 2・3 (略) (<u>旅費の種類</u>) 第6条 <u>旅費</u>の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費</u>とする。 2～5 (削除) (日額旅費) 第7条 日額旅費は、旅行のうち第20条に規定する場合について、前条の<u>旅費</u>に替えて支給する。 (旅費の計算) 第8条 旅費は、<u>旅行に要する実費を弁償するためのものとして第12条から第15条まで並びに第17条及び第18条に規定する種目及び内容に基づき、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算</u>	(旅行命令等に従わない旅行) 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更された旅行命令等</u>を含む。<u>以下本条</u>において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更申請をしなければならない。 2・3 (同左) (<u>普通旅費の種類</u>) 第6条 <u>普通旅費</u>の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費及び宿泊料</u>とする。 <u>2 鉄道賃は、鉄道旅行（規則で定めるモノレール、地下鉄その他の交通機関による旅行を含む。以下同じ。）について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u> <u>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u> <u>4 航空賃は、航空旅行について、旅客運賃等により支給する。</u> <u>5 車賃は、陸路旅行（鉄道旅行を除く。以下同じ。）について、路程に応じ距離別定額又は旅客運賃等により支給する。</u> (日額旅費) 第7条 日額旅費は、旅行のうち第20条に規定する場合について、前条の<u>普通旅費</u>に替えて支給する。 (旅費の計算) 第8条 旅費は、<u>経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u>

改正案	現行
する。 2 (略) 第9条 (略) (削除) 第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度経過のための鉄道賃、船賃、航空賃又は<u>その他の交通費</u>を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。 (旅費の請求手続) 第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、<u>並びに旅費に相当する金額の支払いを受けようとする旅行役務提供者は、</u>所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令者に提出しなければならない。この場合において必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の</u>必要が明らかにされなかった部分の<u>支給又は支払</u>を受けることができない。 2～5 (略) (鉄道賃) 第12条 <u>鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u> (1) <u>運賃</u> (2) <u>急行料金</u> (3) <u>寝台料金</u> (4) <u>座席指定料金</u>	2 (同左) 第9条 (同左) 第10条 <u>1日の旅行において、宿泊料について定額を異にする事由を生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。</u> 第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度経過のための鉄道賃、船賃、航空賃又は<u>車賃</u>を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。 (旅費の請求手続) 第12条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、<u>所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令者に提出しなければならない。</u>この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給</u>を受けることができない。 2～5 (同左) (鉄道賃) 第13条 <u>鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金(特別急行料金を含む。以下同じ。)、特別車両料金及び座席指定料金による。</u>

改正案	現行
(5) <u>特別車両料金</u> (6) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u> (削除) 2 前項の鉄道賃の支給方法は、規則で定める。 (船賃) 第13条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1) <u>運賃</u> (2) <u>寝台料金</u> (3) <u>座席指定料金</u> (4) <u>特別船室料金</u> (5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u> 2 (略) (航空賃) 第14条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1) <u>搭乗に要する運賃</u> (2) <u>座席指定料金</u> (3) <u>前2号に掲げる費用に付随する費用</u> (削除) (その他の交通費) 第15条 <u>その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするも</u>	2 <u>急行料金は、急行列車（特別急行列車を含む。以下同じ。）を運行する線路による旅行で、旅行命令権者の承認を得た場合に限り支給する。</u> 3 前項に定めるもののほか、<u>鉄道賃の支給方法は、規則で定める。</u> (船賃) 第14条 船賃の額は、旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において同じ。）<u>、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</u> 2 (同左) (航空賃) 第15条 <u>航空賃の額は、旅客運賃及び特別座席料金による。</u> 2 <u>特別座席料金の支給要件その他航空賃の支給方法は、規則で定める。</u> (車賃) 第16条 <u>車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u>

改正案	現行
のに限る。)の額の合計額とする。 (1) <u>道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u> (2) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃</u> (3) <u>前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u> (4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u> (自家用車使用による旅費) <u>第16条</u> 職員が、旅行命令権者の承認を受けて、自家用車(任命権者が広域連合長と協議して定める基準に基づいて登録を受けた自家用車に限る。以下「自家用車」という。)を使用して旅行をした場合は、自家用車による旅行を第6条第5項の規定による陸路旅行としてその他の交通費を支給する。 2 前項の規定により支給する<u>その他の交通費</u>は、前条の規定にかかわらず、規則で定める距離別定額によるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、自家用車により旅行する場合の<u>その他の交通費</u>の支給方法は、規則で定める。 (削除)	(自家用車使用による旅費) <u>第17条</u> 職員が、旅行命令権者の承認を受けて、自家用車(任命権者が広域連合長と協議して定める基準に基づいて登録を受けた自家用車に限る。以下「自家用車」という。)を使用して旅行をした場合は、自家用車による旅行を第6条第5項の規定による陸路旅行として車賃を支給する。 2 前項の規定により支給する<u>車賃</u>は、前条の規定にかかわらず、規則で定める距離別定額によるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、自家用車により旅行する場合の<u>車賃</u>の支給方法は、規則で定める。 (旅行雑費) <u>第18条</u> <u>旅行雑費の額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</u> (1) <u>県内旅行</u> 支給しない (2) <u>県外旅行</u> 一日当たり1,100円 <u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、公務上の</u>

改正案	現行
<u>(宿泊費)</u> <u>第17条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u> (削除) <u>(包括宿泊費)</u> <u>第18条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による費用及び宿泊費基準額の合計額とする。</u> <u>(宿泊手当)</u> <u>第19条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの額とする。</u> <u>(旅行雑費)</u> <u>第19条の2 旅行雑費は、県外への日帰り旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1日当たりの額とする。</u> <u>(日額旅費の要件等)</u> <u>第20条 第6条第1項に掲げる旅費に替え日額旅費を支給する旅費は、長期間の研修、講習、訓練、その他これらに類する目的のための旅行で規則で定めるものとする。</u> 2 (略)	<u>必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の通信連絡費等の費用を要する旅行で規則で定めるものについては、規則で定める額の旅行雑費を支給することができる。</u> <u>(宿泊料)</u> <u>第19条 宿泊料の額は、別表第2の定額による。</u> 2 <u>宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</u> (新設) (新設) (新設) <u>(日額旅費の要件等)</u> <u>第20条 第6条第1項に掲げる普通旅費に替え日額旅費を支給する旅費は、長期間の研修、講習、訓練、その他これらに類する目的のための旅行で規則で定めるものとする。</u> 2 (同左)

改正案	現行
(県外同一地域内旅行の旅費) 第21条 県外の同一地域(第8条第2項に規定する地域区分による同一の地域をいう。)内における旅行については、鉄道賃、船賃及び<u>その他の交通費</u>は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は<u>その他の交通費</u>を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行雑費に相当する額を超えるときには、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は<u>その他の交通費</u>を支給する。 (在勤地内旅行の旅費) 第22条 (略) 2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令権者の承認を受けて宿泊する場合には、<u>第17条の規則で定める宿泊費</u>の額を支給する。 3 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の<u>その他の交通費</u>を要する場合において、その実費額が当該旅行について支給される額を超えるときには、その超える部分の金額に相当する額を支給する。 第23条 (略) 第24条 (略) 2 (略) (旅費の支給額の上限) <u>第24条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第14条各号及び第15条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第8条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u> <u>2 宿泊費及び包括宿泊費(宿泊手当に相当する部分を除く。)</u>に係る旅費の支給額は、当該各種目について第17条及び第18条の規定により計算した	(県外同一地域内旅行の旅費) 第21条 県外の同一地域(第8条第2項に規定する地域区分による同一の地域をいう。)内における旅行については、鉄道賃、船賃及び<u>車賃</u>は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は<u>車賃</u>を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行雑費に相当する額を超えるときには、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は<u>車賃</u>を支給する。 (在勤地内旅行の旅費) 第22条 (同左) 2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令権者の承認を受けて宿泊する場合には、<u>別表第2の宿泊料金の額</u>を支給する。 3 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の<u>車賃</u>を要する場合において、その実費額が当該旅行について支給される額を超えるときには、その超える部分の金額に相当する額を支給する。 第23条 (同左) 第24条 (同左) 2 (同左) (新設)

改正案	現行
<u>額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u> (旅費の調整) 第 2 5 条 <u>任命権者は、旅行者が広域連合以外の者から旅費の支給を受ける場合</u>その他当該旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 2 (略) 第 2 6 条～第 2 8 条 (略) (削除) (削除)	(旅費の調整) 第 2 5 条 <u>旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関等を利用して旅行した場合</u>その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給したときには、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 2 (同左) 第 2 6 条～第 2 8 条 (同左) <u>別表第 1</u> (略) <u>別表第 2</u> (略)

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和２年条例第３号） 新旧対照表（第２条関係）

改正案	現行
（費用弁償） 第１４条 （略） ２ （略） ３ 費用弁償の請求手続については、<u>旅費条例第１１条</u>の規定を準用する。この場合において、同条中「旅費」とあるのは「費用弁償」と、<u>「旅費又は旅費に相当する金額」</u>とあるのは「費用弁償の額」と読み替えるものとする。	（費用弁償） 第１４条 （同左） ２ （同左） ３ 費用弁償の請求手続については、<u>旅費条例第１２条</u>の規定を準用する。この場合において、同条中「旅費」とあるのは「費用弁償」と、<u>「旅費額」</u>とあるのは「費用弁償の額」と読み替えるものとする。